

令和3年度 知的・発達障害者等に対する 公共交通機関の利用支援に関する検討事業の概要

1.本検討の目的

知的・発達・精神障害の人（以下「知的・発達障害者等」という。）は、外出することに不安を感じたり、いつもと違う状況になるとパニックになってしまう傾向にあるため、外出に対する不安を軽減し、安心して公共交通で外出できる環境を整備することが重要である。このため、知的・発達障害者等及びその家族を対象に、鉄道やバスの利用体験をしてもらい、その結果を基に、効果的な利用体験プログラムを作成すると共に、プログラムを進める上での留意点等をまとめたマニュアルを作成し、公共交通事業者が自主的に「利用体験」を実施できる環境を整えることが重要である。

令和3年度においては、令和2年度で作成した「公共交通事業者向け利用体験実施マニュアル（案）」を元に利用体験プログラムを試行実施し、その上で、学識経験者や当事者団体、公共交通事業者等を委員とする有識者会議における検討結果を踏まえ、利用体験実施マニュアルを完成する。

2.本検討の内容

本業務は、以下の内容で実施を行うものとする。

(1) 利用体験プログラム等の作成及び利用体験の実証調査

① 利用体験プログラム等の作成及び利用体験の実証調査

令和2年度に作成した「公共交通事業者向け利用体験実施マニュアル(案)」に記載されている障害者が利用するための切符の買い方や旅客施設の利用方法等の具体的なメニューをもって、鉄道及びバスの公共交通事業者と連携・調整し、障害当事者の参画による利用体験の実証調査を行い、利用体験プログラム、利用体験実施マニュアル等を作成する。

■ 調査の準備

○実証プログラムの検討・整理

令和2年度に作成した「公共交通事業者向け利用体験実施マニュアル(案)」に基づき、公共交通事業者で実証するプログラムを検討する。検討にあたっては、検討委員会による精査を行い、効果検証のポイントも併せて整理しておく。

○公共交通事業者との連携・調整

実証調査への協力をいただく公共交通事業者（鉄道事業者1社、バス事業者1社）と調査を実施するにあたって、実証プログラム、実施体制、実施に向けての準備、会場設営等について調整を図るとともに、実施に向けて必要な教材等の作成内容についても協議を行う。

○被験者の募集

【被験者の条件】※被験者は障害者団体を通じて募集を行う

- ・実施プログラムに応じて障害、年齢を設定する
- ・会場まで公共交通でアクセスが可能である者とする などを検討して設定

○プログラム実証に必要なコンテンツの作成

実証するプログラムに応じて副教材等の必要なコンテンツを検討し、作成する。

■実証調査の実施

前項の準備に基づき、鉄道事業者1社、バス事業者1社の協力のもと、各1回、計2回の実証調査を実施する。実施にあたっては、事項のヒアリング・アンケート調査を実施し、実証の効果、課題を明らかにする。

② ヒアリング及びアンケートの実施

①の実証調査においては、効果検証を行うとともに、プログラムへの課題を整理するため、ヒアリング及びアンケート調査を実施する。

○公共交通事業者へのヒアリング調査

実証調査に協力をいただく公共交通事業者に対して、実施計画段階、実施段階、実施後においてプログラムに対する評価・課題を検証するヒアリング（又はアンケート）調査を行う。

- ➔プログラムに対する評価すべき点、改善点、プログラムに反映すべき好事例等についてなど

○被験者へのアンケート調査

実証調査時に被験者に対するアンケート（又はヒアリング）調査を実施し、実証プログラムに対する効果・課題点を検証する。

- ➔プログラムで理解できた点、評価すべき点、改善を望む点、プログラムに反映すべき好事例など

③ 利用体験の実証調査のまとめ

実証調査結果として得られたデータについてとりまとめを行う。

④ ヒアリング・アンケート結果の分析・とりまとめ・報告書の作成

実証調査結果のデータ、ヒアリング・アンケート結果について整理を行い、プログラム(案)に対する評価点、課題点を分析整理する。

(2) 利用体験実施マニュアル等作成作業の実施

(1)の結果分析を踏まえ、令和2年度に作成した「公共交通事業者向け利用体験実施マニュアル(案)」をベースに利用体験実施マニュアルを作成する。

○各枠組み項目の検討

効果検証における課題点などを踏まえ、公共交通事業者が理解しやすく、取り組みやすい枠組みを整理する。

○内容構成の検討

障害当事者の理解を考慮した内容構成であるかを検証・検討する。

○実施メニューの作成

実証プログラムの検証を反映し、知的・発達障害者等が公共交通の利用支援となるメニューの検証・作成を行う。

○マニュアルの運用体制のあり方の検討

利用体験プログラムの実施にあたっての運用体制のあり方について PDCA 体制等のあり方の検討を行う。

(3) 検討委員会等の開催

実証実験の実施、マニュアルの作成においては、検討委員会を設置し、検討・検証を行う検討委員会は下記の2回を開催する。

第1回検討会 R3.9.6	実証実験計画の検討、マニュアル作成に向けた方針 など
第2回検討会 R4.2 末～3 頭を 予定	実証実験結果の報告、マニュアル(案)の提示・検討 など